

平成30年度 第1回安城市自立支援協議会 議事要旨

日時	平成30年6月28日(木) 午後1時30分～午後3時	
場所	安城市役所本庁舎 第10会議室	
出席者	委員	神谷 明文委員、加藤 研一委員、飯島 徳哲委員、都築 智委員 西堀 哲夫委員、中野 みどり委員、神本 正博委員、三輪 秀昭 委員、原 恵美子委員、藪内 敏彦委員、加藤 領助委員、小川 正人委員、旭 多貴子委員(13名)
	事務局	市長、福祉部長、福祉部次長、障害福祉課長、障害福祉課課長 補佐、障害給付係長、担当 ふれあいサービスセンター(所長、係長、担当)
	同席者	作業部会(太田副会長、飯野副会長) 地域生活支援拠点等PT(山北プロジェクトリーダー)
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長あいさつ</li> <li>2 辞令交付</li> <li>3 委員自己紹介</li> <li>4 委員長及び副委員長選出</li> <li>5 議題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 安城市自立支援協議会について</li> <li>(2) 第4次安城市障害者計画における進捗状況について</li> <li>(3) 第4期安城市障害福祉計画における進捗状況について</li> <li>(4) 平成29年度における作業部会及び各担当者会の活動内容の報告 について</li> <li>(5) 地域生活支援拠点等について</li> <li>(6) 当事者部会(仮)について</li> </ol> </li> <li>6 その他             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて</li> </ol> </li> </ol>	

(事務局)

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、事前にいくつか確認とご案内をいたします。

まず、本日の資料の確認でございますが、事前にホチキス止めした資料を郵送しております。お手元がない方につきましては、事務局までお申し出ください。

次に本日の会議につきましては、公開にて実施し、議事録についても後日市公式ウェブサイトで公開させていただきますのであらかじめご了承ください。

また、地球温暖化対策及び節電の必要性を踏まえ、職員については軽装にて出席させていただきますので、あわせて御理解くださいますようお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第1回安城市自立支援協議会を始めます。

## 1 市長あいさつ

(事務局)

まず初めに、神谷学安城市長よりごあいさつを申し上げます。

《市長よりあいさつ》

## 2 辞令交付

(事務局)

続いて、辞令交付に移ります。

任期が6月1日から3年間となっておりますが、協議会の開催日程の都合により本日委嘱状を交付いたします。

本来であれば、委嘱状を1人ずつ手渡しするところですが、時間の都合もございますので、代表として、委員名簿筆頭者の神谷明文様にお渡しします。

他の方につきましては、世間の配付をもって交付にかえさせていただきますのでご了承ください。

それでは神谷様は前にお進みください。

《市長より神谷明文委員に辞令交付》

席にお戻りください。

ここで市長は他の公務のため、辞令交付をもちまして退席させていただきます。

## 3 委員自己紹介

(事務局)

本日は改選後初めての協議会でございますので、本来であれば、皆様から一言ずつ自己紹介いただくところですが、時間の都合により、事務局から所属と名前を読み上げさせていただき、ご紹介にかえさせていただきます。なお、ご紹介の順番につきましては、お手元の名簿順にお呼びいたします。

《出席委員・欠席委員紹介》

また、委員でございませんが、本日は、地域生活支援拠点等プロジェクトチーム及び作業部会からの活動報告を御説明いただくために、地域生活支援拠点等プロジェクトチームプロジェクトリーダーの山北様、作業部会の副会長の太田様が同席していますので、あわせてご紹介します。

なお、山北におかれましては、西三河南部西圏域地域アドバイザーとしての役割を兼ねてご出席をいただいております。

続いて、事務局職員の紹介をさせていただきます。

《事務局職員紹介》

#### 4 委員長及び副委員長選出

(事務局)

続きまして、委員長及び副委員長の選出に移ります。

お手元配布資料 6 ページに掲載の資料 5「安城市自立支援協議会設置要綱」の第 4 条第 2 項の規定では、委員長は委員の互選により定めるとされております。どなたか御意見はございませんでしょうか。

(藪内委員)

ぶなの木会の藪内といいます。

私は前年までも安城市の自立支援協議会の委員を務めていましたが、社会福祉協議会の会長を務めておられ、障害福祉を始め地域の福祉に精通しておられる神谷明文委員に前年までに引き続き委員長を務めていただくことがふさわしいと考えます。

(事務局)

ただいま藪内委員より、神谷委員を委員長にとのご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

《異議なしとの声あり》

(事務局)

異議なしのようですので、神谷明文委員に委員長をお願いします。神谷委員は委員長席にお移りくださるようお願いいたします。

続きまして、安城市自立支援協議会設置要綱第 4 条第 2 項の規定により、委員長から副委員長の指名をお願いいたします。

(神谷委員長)

副委員長として、町内会長連絡協議会副会長の加藤研一委員を指名いたします。

(事務局)

委員長の指名により、町内会長連絡協議会副会長の加藤研一委員に副会長をお願いします。加藤委員には副委員長の席にお移りくださるようお願いいたします。

それでは、ここで神谷委員長にご挨拶をお願いします。

(神谷委員長)

ご挨拶申し上げます。

先ほどは藪内委員に多分なお言葉をいただきましてまことに恐縮でございます。

私も一応法律を専門とする仕事についておりますが、なかなか福祉関係の法律については精通しているわけではございませんので、勉強しながらやらせていただいているという状態でございます。この度委員長を拝命いたしますので謹んでお受けいたします。加藤副委員長ともどもよろしくをお願いいたします、この自立支援協議会は、安城市自立支援協議会設置要綱に基づいて設置されています。この第 1 条に書かれている障害者総

合支援法や障害者差別解消法の中には、各地方公共団体は、障害者をめぐる問題を協議するために、関係者、例えば医療や教育、労働関係者や地域の方を集めた協議会を設置するように努めなければならないと書いてあります。

安城市でも、こうして協議会を設置して協議の場を設けています。協議会には皆さん御承知のように、いわゆる諮問委員会、市長から諮問を受けて、回答するという、そういう協議会もございますが、この協議会は、要綱にもありますとおり定期的な協議の場ということです。協議の場ということは平たく言えば、意見交換の場であるということ、それから情報共有し連携することです。連携とは、関係の各機関の方々が顔見知りになり、何か問題が起きたときには速やかに連絡とれるようなそういう親しい関係であるということが、連携であると思っております。

今日はいろいろ、市のほうから、御報告があつて、それについて御意見いただければと思います。

障害者をめぐる法律が改正されたということも御承知のとおりでございますが、障害者、障害児のニーズの多様化に応じるような政策をとっていかなければならないという課題を与えられておりますので、数多くの問題に直面することが予想されます。そうした中で皆さんにはこの協議会におきまして、多くの御意見をいただきまして、障害者福祉をよりよいものにしていく役割を担っていただくこととなります。

今から3年間ということでございますが、皆様の御協力をいただきますよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、早速議題に入ります。

## 5 議題

(事務局)

議事のとり回しにつきましては、慣例により神谷委員長にお願いをいたします。それでは、議題ということで、議題1「安城市自立支援協議会について」事務局からの説明をお願いします。

《障害給付係長より安城市自立支援協議会について説明》

(神谷委員長)

今の説明につきまして、ご意見ご質問がございましたらご発言願います。

続いて、議題2「第4次安城市障害者計画における進捗状況について」事務局からの説明をお願いします。

《障害福祉課課長補佐より説明》

(神谷委員長)

今の説明につきまして、ご意見ご質問がございましたらご発言願います。

(都築智委員)

安城市特別支援推進協議会の会長を務めております都築と申します。

1点今お話がありました、小・中学校への介護員の派遣について、これは、ぜひ御支援をいただきたいということでお願いです。あわせて現状を少しお伝えさせていただきます。

昨年度の3月に中日新聞に掲載していただいておりますが、医療的な介護の必要な子どもたちが、安城市の小・中学校にも入学しています。

教育委員会のほうでは、先ほどお話がありましたように学校アシスタントという形で、看護師さんの免許を持ってみえる支援員さんで対応をしているような状況です。

今要綱の廃止ということでお話がありました、これをできれば変えていただいて、実際に看護師さんを配置していただくような方向へぜひ持って行っていただけるとありがたいと思っています。痰の吸引や胃ろうといった、医療的な介護が必要な子供たちが通常の学校で過ごしていくのであれば、やはり看護師さんを現実的につけていただかないと、学校現場における非常に大きな命の心配がありまして、ぜひそういう方向でのご支援を障害福祉の関係からいただけるとありがたいというふうに思っております。

いろんな法律上の難しさはあろうかと思うんですけれども、ぜひ、そういった方向でのご支援いただければありがたいなと思っています。

(神谷委員長)

例えば大変貴重なご意見をいただいたと思います。事務局のほうでなにか回答をいただけますか。

(障害給付係長)

一度教育委員会と話をさせていただきたいと思います。ここではちょっと回答ができないということで、申し訳ありませんがよろしく願いいたします。

(神谷委員長)

結論はなかなか難しいでしょうから、協議の場を持っていただくということで、よろしく願いします。その他ございませんでしょうか。

(小川委員)

教育委員会と話していただくということですが、その結果等はまたここで教えていただき、みんなで共有させていただけたらと思っています。

また、それとはちょっと違う話で、計画の進捗状況の評価の話になるのですが、市役所としてはやったかやっていないかという部分で評価しているということは理解できます。しかし、それぞれの取組には税金が使われていると思うので、少しでも改善していく方向で、何か考えていただきたいなと思っています。

(神谷委員長)

ご意見ということで承ります。事務局でなにか回答がありますか。

(福祉部長)

教育委員会との協議結果の報告については、もちろんさせていただきたいと思います。評価とか改善についてもおっしゃるとおりだと思います。たくさんありますのでなかなか全般的というのは難しいかもしれませんが、改善していくようにしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(藪内委員)

内容を見ると、大体当事者の人たちのためにということが多いですが、1番苦しんでいるのは、1日の中で半日以上一緒に過ごしますので家族だと思います。ですので家族に対する支援体制もとっていただきたいと思います。

(神谷委員長)

すいません今の御意見ですけど、例えば障害者の方がデイサービスのようなところで過ごすなどを含めて、家族に対しての支援体制といろいろやり方はあると思いますけども、何か具体的に考えてらっしゃることは、ございますか。

(藪内委員)

例えば経済的なことがあります。ことわざで言うと「衣食足りて礼節を知る」という言葉があります。要は、生活がしっかりしてないと、正確な判断ができない。家族も正確な対応ができないということです。

(神谷委員長)

ご家族の方が、お世話をすることによって働くチャンスがなかなかない場合があるからということですね、ありがとうございます。事務局で何か回答がありますか。

(障害福祉課長補佐)

事務局より、お答え申し上げます。

障害福祉課には、保健師資格を持つ相談員と、精神保健福祉士を持つ相談員2名おります。

当人の問題だけでなく、当人を取り巻く家族におかれましても、基本寄り添った相談をさせていただいております。そこで生活の問題とかがお話に出てきた場合につきましては、相談員や障害福祉課職員でアドバイスできることもありますでしょうし、場合によっては直接生活困窮の担当である社会福祉課の自立支援係及び生活支援係に話をつなげて、生活面のケアをしていくことは普通に対応させていただきますので、その点はご安心をいただければと考えております。

(神谷委員長)

ありがとうございました。ほかにご質問ご意見よろしいでしょうか。

(旭委員)

初めてこの5月から委員になりました旭といいます。

11 ページの 6 番の項目で、事業・取り組みの欄にマークの事例として「耳マーク」と「ハートプラス」があって、そして平成 30 年度の目標の欄に「ヘルプマーク」周知となっています。

同じ一つの報告の中に二つの言葉があるということもちょっと違和感があるんですけども、ヘルプマークに関する進捗状況について、お伺いできればと思います。

(障害福祉課長補佐)

お答えいたします。まず、ヘルプマークに関するホームページについてですが、現在準備をしておりますので、しばしお待ちをいただきたいと思います。また、その内容につきましては、県のホームページを参考とさせていただく予定でございます。

その他につきましては、基本的に県のガイドラインに従って取り組ませていただきたいと思います。

(神谷委員長)

ありがとうございました。それでは、議題 2 については、以上といたします。

続いて議題 3 「第 4 期安城市障害福祉計画における進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

《障害給付係長より説明》

(神谷委員長)

ありがとうございました。これはまた今から 3 年の計画をまた策定するわけですか。

(障害給付係長)

平成 30 年 3 月に第 5 期安城市障害福祉計画及び第 1 期安城市障害児福祉計画ができましたので、これをもとにしてまた、結果を出していく形になります。

(神谷委員長)

それではご意見ご質問ございませんか。

(都築智委員)

これはお礼でございますが、手話通訳さんの派遣については、学校現場としては非常にありがたく感謝しています。保護者の方で耳の不自由な方もみえますので、入学説明会の時などにすぐ隣についていただいて、やっていただくことは非常に感謝をしています。

懇談会等でも、子供のためだけでなく、保護者のために派遣していただいているということがございまして、これからもいろんな要望に応じてやっていただけるとありがたいなと思います。

(神谷委員長)

それでは、議題 3 についてもこれで終了とします。続いて議題 4 「平成 29 年度におけ

る作業部会及び各担当者会の活動内容の報告について」ご報告をお願いします。

《作業部会太田副会長より説明》

(神谷委員長)

なかなかしっかりやっていたらということはよくわかりました。

ご質問ご意見特にございませんようでしたら次の議題に進みたいと思います。続いて議題5「地域生活支援拠点等について」説明をお願いします。

《障害給付係担当より説明》

(神谷委員長)

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

私から一つお願いをいたします。この親亡き後の問題というのは、法的な視点から言うと成年後見制度の利用というのですが、これを親御さんがいるうちにやっていると、その後非常にスムーズです。社協としましては、相談に乗っていますので、ぜひご利用いただくよう、親御さんに対して周知をさせていただきたいと思います。

親御さんがいらっしゃると、成年後見制度利用しにくいということは確かにそうなんですけども、高齢になられた方についてご心配もありましようから、そういう制度を利用させていただくといいと思います。

ほかに、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

それでは、続いて議第6「当事者部会（仮）について」ご説明をお願いします。

《作業部会飯野副会長より説明》

(神谷委員長)

ありがとうございます。とても大変わかりやすい形で、当事者部会の重要性よくわかりました。この、意見交換の中に書いてあることでも、ごもっともなことが書いてあって、制度・法律が変わるたびに難しく理解できないというのはそのとおりですよ。こういう御指摘は、大事にしていかなきゃいけないと思います。

これは当事者部会を立ち上げていくということでいいんですね。大変いい方向だと思いますので、少なくとも私は支持します。ほかの委員の皆さんも同じ意見ではないでしょうか。

そのほかご意見等はございませんでしょうか。大変有意義な時間が過ごせたと思います。ご意見をいただきましてありがとうございます。

ここで西三河南部西圏域地域アドバイザーの山北さんからご意見をいただきたいと思います。

(山北アドバイザー)

私からは、同じ安城市の自立支援協議会の中で活動する仲間として、全体を俯瞰した意見はできませんがコメントさせていただきます。先ほど都築委員がご質問された医療

的ケア児の対応についてですが、現在圏域においてもこの課題について取り組んでいく必要があると話をしております。今年度中に県が「医療的ケア児支援コーディネーター」の選任を取りまとめることとしています。安城市からも推薦いただけると聞いており、少しずつ良い方向に進んでいると考えております。

また、圏域の内外を問わず、これほど自立支援協議会が充実して、活発な活動を行っている市町村はそうないと思います。その一員として自分が関われることを誇りに思っています。今後当事者部会の立ち上げ等により、体制が大きく変わっていくことが予想されますが、この力強さを続けていただいて、議論を進めていただければと思います。

(神谷委員長)

以上ですべての議事を終了します。ここからの進行は事務局にお任せします。

(事務局)

最後に今年度の自立支援協議会のスケジュールについてご案内します。第2回については、平成30年10月25日(木)午後1時30分から開催します。会場は本日と同じ本庁舎3階の第10会議室になります。第3回については、平成31年3月20日(水)午後1時30分からです。こちらの会場については、本庁舎3階の大会議室を予定しています。

それでは、以上を持ちまして平成30年度第1回安城市自立支援協議会を終了します。